

令和2年4月1日

新潟県内組合各位

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた
中小企業組合の総（代）会の対応について

新潟県中小企業団体中央会

中小企業組合の通常総（代）会については、中小企業等協同組合法第46条（総会の招集）及び中小企業団体の組織に関する法律第47条（準用）において「通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。」と規定されていますが、今般の新型コロナウイルス感染の発生状況を踏まえ、感染拡大を防止するという観点から、総（代）会の開催方法及び定款で規定する時期に通常総会を開催できない場合についての相談が、本会に対して多く寄せられています。

つきましては、各組合等におかれましては、以下の点を踏まえてご対応頂きますようお願いいたします。

○ 書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を定款で定めている組合等においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。